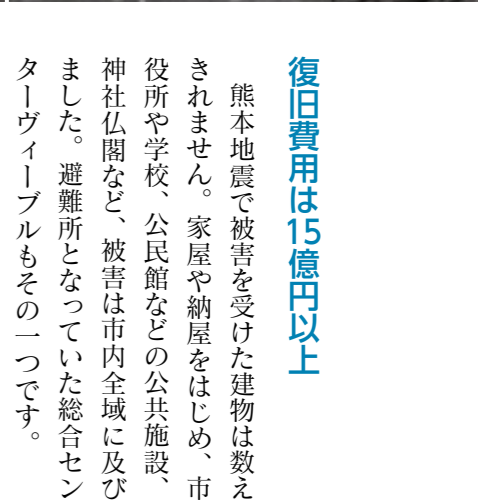




メインアリーナ外観



事務室天井



メインアリーナ天井

まちづくりシリーズ⑩ 熊本地震と 総合センター ヴィーブル

●問い合わせ先 政策課 政策班（合志庁舎）
☎248 - 1028

復旧費用は15億円以上

熊本地震で被害を受けた建物は数えきれません。家屋や納屋をはじめ、市役所や学校、公民館などの公共施設、神社仏閣など、被害は市内全域に及びました。避難所となっていた総合センターヴィーブルもその一つです。

総合体育館、文化会館、公民館、歴史資料館、図書館、福祉会館の6つの施設で構成されるヴィーブル。外観上はどこに被害を受けているのかわからない状況ですが、市の施設の中でも特に大きな被害を受けました。

地震発生直後はスプリンクラーの誤作動や館内冷暖房用配管の破損により、館内のほとんどの部屋が水浸しになりました。一時的に避難所として使用していたものの、トイレが使えなくなったため避難所としても利用できなくなりしました。地震後に行なった調査



館内のいたる所で配管が破裂し天井が崩落した（写真は保育室）

の結果、館内、特に屋根裏配管などに甚大な被害を受けていることが分かりました。

被害は外壁や内壁のひび割れ、メインアリーナ天井材の落下、照明機材の破損、サブアリーナ天井の破損、文化会館吊り物の破損、天井照明機器の破損、エントランス天井材の落下などさまざまです。また、全館にわたり空調機器配管の断裂、スプリンクラー配管の断裂、トイレなどの給排水関係の配管の断裂などがあり、現時点で、復旧には約15億円を超える改修費用が必要になると見込まれています。

復旧への財政的支援

熊本地震では、県全体が災害救助法の対象となり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」も適用されることになりました。

これにより、県と市町村の災害復旧は国からの財政的支援を受けられるため、自治体の負担は5%以下と、非常に少なく済みます。同様に、ヴィーブルの復旧費用についても国の財政的支援があると市は見込んでいました。

しかし、復旧の際、体育館や図書館、公民館など、公立の社会教育施設は「特定地方公共団体」に選定されることが補助の要件となります。選定対

象となるのは、道路や学校施設の被害が甚大であった市町村だけでした。

市内には10の小中学校があります。が、耐震補強や大規模改修工事を毎年行なってきたことにより、学校については被害を最小限に抑えることができました。道路もそれほど大きな被害はなかったため、本市は「特定地方公共団体」には当てはまりませんでした。

被害が少なく済んだことは幸いです。一方、公立社会教育施設の復旧費用については災害復旧事業債（借金）で対応することになりました。もし「特定地方公共団体」の対象になれば市の負担をさらに軽減でき、より早くヴィーブルの復旧に取り掛かることができると考えられます。そのため、市は現在も定期的に国に出向き、復旧の支援ができないか強く要望し続けています。

今後のヴィーブルの復旧工事

現在、市はヴィーブル復旧のための設計を行なっています。11月に設計が完了次第、復旧工事を発注し、12月には工事に取り掛かる予定です。全ての工事が完了するには平成29年度末までかかる見込みですが、館内の6つの施設のうち、復旧が完了したもののから順次開館していきます。

“気づきの目”を養いませんか

地域のサポーター養成講座

▼申し込み・問い合わせ先 女性子ども支援室（西合志庁舎）
☎（242）1240

児童虐待や家庭内の問題（DVを含む）は、社会的な問題になっています。この講座は、「気になる」という直感や、「もしかして…」という視点を基礎から学び、知らないふりや無関心を無くすることが目的です。知識を得て、地域への目配り・気配りのできるサポーターとして、啓発や情報発信のお手伝いをお願いします。

- とき 12月12日（月）
～平成29年2月27日（月）（全6回）
午前10時～正午
- ところ 御代志市民センター
- 対象 6日間の講座を全て受講できる人
- 募集人数 先着30人
- 参加費 無料
- 申込方法 電話でお申し込みください。
- 申込期限 11月30日（水）
※託児はありません。

●サポーター養成講座日程

とき	内容	とき	内容
12月12日（月）	子どもを取り巻く現状	2月13日（月）	家族問題と児童虐待
12月19日（月）	子どもの貧困ワーク	2月20日（月）	児童虐待とは
1月16日（月）	子どもの発達	2月27日（月）	児童虐待が及ぼす影響

●サポーターフォローアップ研修

上記とは別に、昨年受講した人を対象とした振り返り研修を1月13日（金）・1月20日（金）に行ないます。詳しくはお送りする通知をご覧ください。

11月は児童虐待防止推進月間です 子ども虐待？と思ったときは

▼問い合わせ先 女性子ども支援室（西合志庁舎）
☎（242）1240

虐待という明確なものではなくても、身近に気になる家庭や心当たりのある子どもがいる場合は、市の相談窓口や児童相談所に通告（情報提供）をお願いいたします。通告は、子どもの安全を守るためのものです。通告者が特定されないように、秘密は守られます。また、子どもは守られるべき存在です。毎日の生活の中で困ったことがある子どもたちも、遠慮せず相談してください。また、出産や子育てに悩みがある人の相談も受け付けています。

通告（情報提供）先

- 熊本県中央児童相談所（24時間対応）
☎（381）4451
- 児童相談所 全国共通ダイヤル
☎189（イチハヤク）
- ※PHSや一部のIP電話からはつながりません。
- 合志市女性・子ども支援室
（西合志庁舎3階）
☎（242）1240

児童虐待とは

身体的虐待 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど

性的虐待 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト 食事を与えない、ひどく不潔にする、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間で差別的扱い、子どもの目の前で他の家族に暴力を振るう（面前DV）など



オレンジリボン

オレンジリボン運動は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。

子どもの虐待防止街頭キャンペーン

- とき 11月17日（木）
午前11時～
- ところ マックスバリュ永江団地店
生鮮市場みずき台店